

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 1 1	特別職の職員の身分の取扱いについて
調整方針(案)	特別職の職員(他の協定項目に規定されているものを除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令に定めのあるものはその規定に従い、調整する必要があるものについては、次のとおりとする。 固定資産評価審査委員会の委員は、3人とする。

所管部会・分科会 総務部会 人事分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
固定資産評価審査委員会委員				
<p>【委員定数】 3人</p> <p>【委員の選任範囲】 学識経験者 1名(市職員OB) 建築関係者 1名(建築士会会員) 農地関係者 1名(農業関係者)</p> <p>【任期】 3年(前任者の任期満了後3年間)</p> <p>【活動の状況】 毎年2回定期的に委員会を開催(縦覧の結果報告及び固定資産に関する研修会)するほか、審査申出があれば随時、委員会を開催している。また、年1回財団法人資産評価システム研究センター主催の研修会に参加している。</p> <p>【過去30年間の審査実績】 平成12年度 1件 昭和60年度 1件 昭和5</p>	<p>【委員定数】 3人</p> <p>【委員の選任範囲】 学識経験者 1名 農地関係者 2名</p> <p>【任期】 3年(前任者の任期満了後3年間)</p> <p>【活動の状況】 毎年1回委員会を開催(縦覧の結果報告及び固定資産に関する研修会)するほか、審査申出があれば随時、委員会を開催している。また、年1回飽海四町固定資産評価審査委員研修会に参加している。</p> <p>【過去30年間の審査実績】 なし</p>	<p>【委員定数】 3人</p> <p>【委員の選任範囲】 学識経験者 3名</p> <p>【任期】 3年(前任者の任期満了後3年間)</p> <p>【活動の状況】 年1回委員会を開催(固定資産に関する研修会)</p> <p>【過去30年間の審査実績】 無</p>	<p>【委員定数】 3人</p> <p>【委員の選任範囲】 無し</p> <p>【任期】 3年(前任者の任期満了後3年間)</p> <p>【活動の状況】 毎年2回定期的に委員会を開催(縦覧の結果報告及び固定資産に関する研修会)するほか、審査申出があれば随時、委員会を開催する。また、年1回飽海4町の研修会に参加している。</p> <p>【過去30年間の審査実績】 なし</p>	<p>固定資産審査評価委員会委員は、3人とする。</p>
<p>【根拠法令】 地方税法(昭和25年法律第226号) (固定資産評価審査委員会の設置、選任等) 第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。 〔第4項及第5項は省略〕 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔第7項は省略〕 8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもちて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。 9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもちて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。</p>				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 1 1	特別職の職員の身分の取扱いについて
調整方針(案)	特別職の職員(他の協定項目に規定されているものを除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令に定めのあるものはその規定に従い、調整する必要があるものについては、次のとおりとする。 固定資産評価審査委員会の委員は、3人とする。

所管部会・分科会	総務部会 人事分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>【根拠法令】 地方自治法(昭和22年法律第67号) (委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等) 第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。 (1) 教育委員会 (2) 選挙管理委員会 (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会 (4) 監査委員 [第2項は省略] 3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。 (1) 農業委員会 (2) 固定資産評価審査委員会</p>				特別職の職員(他の協定項目に規定されているものを除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令に定めのあるものはその規定に従う。
<p>選挙管理委員会委員</p> <p>【根拠法令】 地方自治法(昭和22年法律第67号) (選挙管理委員会の設置及び組織) 第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。 (委員及び補充員の選挙) 第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。 2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者の中から委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。 [第3項以下は省略] (任期) 第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。 [第2項以下は省略]</p>				
<p>教育委員会委員</p> <p>【根拠法令】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) (設置) 第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。 (組織) 第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものするものの教育委員会にあつては六人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第三項及び第七条第二項から第四項までにおいて単に「町村」という。)の教育委員会にあつては三人の委員をもつて組織することができる。 (任命) 第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。 [第2項以下は省略] (任期) 第5条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。</p>				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 1 1	特別職の職員の身分の取扱いについて
調整方針(案)	監査委員の定数は、2人とする。また、識見を有する監査委員は常勤とする。

所管部会	議 会 部 会
------	---------

区分	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町	調 整 方 針(案)
【監査委員の現状】	<p>条例定数 2人</p> <p>常勤の委員 1人</p> <p>議会選出の委員 1人</p>	<p>【監査委員の現状】</p> <p>条例定数 2人</p> <p>非常勤の委員 1人</p> <p>議会選出の委員 1人</p>	<p>【監査委員の現状】</p> <p>条例定数 2人</p> <p>非常勤の委員 1人</p> <p>議会選出の委員 1人</p>	<p>【監査委員の現状】</p> <p>条例定数 2人</p> <p>非常勤の委員 1人</p> <p>議会選出の委員 1人</p>	<p>地方自治法(以下「法」という。)第195条第2項の規定に基づく監査委員の定数は、2人とする。</p> <p>法第196条第4項に基づく識見を有する監査委員は、常勤とする。</p> <p>なお、合併にあたり監査の一層の充実を図るため、新市において、監査委員体制について外部監査制度も含め、さらに研究、検討を行っていくものとする。</p>

監査委員の定数等

【根拠法令】 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第7章 執行機関 第3節 委員会及び委員
 (設置及び定数)
 第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。
 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。
 [政令で定める市:人口25万人以上の市]
 (監査委員の選任及び兼職禁止)
 第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。
 4 識見を有する者の中から選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。
 [第2項及び第3項、第5項は省略。]

【参考資料】

- [外部監査契約について]
- 外部監査契約は、地方公共団体が独立の第三者である外部監査人の監査を受け、その結果報告を受ける「包括外部監査契約」と「個別外部監査契約」がある。(自治法第252条の27)
 - 包括外部監査契約とは、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨(最小の経費で最大の効果を上げること、組織・運営の合理化に努めること等)を達成するため、外部監査契約を締結できる者として法の定める者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約である。対象団体は都道府県、政令で定める市(指定都市・中核市)、契約に基づく監査を受けることを条例で定めた市町村をいう。(自治法第252条の36)
 - 個別外部監査契約とは、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることを条例で定める地方公共団体が、これらの監査の請求または要求があった場合に、前記の法の定める者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約である。契約監査事務は、直接請求としての事務監査請求、議会からの監査請求、長からの監査要求、長からの財政援助団体等の監査要求、住民監査請求、となっている。
 - 外部監査契約を締結できる者は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、弁護士、公認会計士、国の会計検査従事経験者、地方の監査・財務従事経験者で、監査実務に精通している者が該当する。(同法第252条の28)